

## 第6回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会
事務局（担当 課）	教育部庶務課
開催日時	平成27年6月12日 午後2時
開催場所	教育委員会室
出席者	委員 菅谷 眞（委員長）、嶋田 由美（委員長職務代理者）、千馬 英雄、渡邊 靖彦、三田 一則（教育長）
	その他 教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所 長、統括指導主事2名
	事務局 庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人0人
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	報告事項第2号、第3号は人事案件のため非公開
会議次第	第30号議案「平成27年度 区立幼稚園保育料の減免について」 第31号議案「平成27年度 豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について」 報告事項第1号「携帯電話についてのアンケート集計結果について」 報告事項第2号「臨時職員の任免」 報告事項第3号「臨時職員の任免」 報告事項第4号「豊島区における特別支援教室巡回指導体制等について（案）」

菅谷委員長)

ただいまより、第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員ですが、渡邊委員と嶋田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 第30号議案 平成27年度区立幼稚園保育料の減免について

<学務課長 資料説明>

菅谷委員長)

委員の方、何か御質問ございますでしょうか。

三田教育長)

まず、保育料の減免措置をとるということについては、かなりの区で実施しており、そういう流れで是正措置をとっていくということは良いことだと思います。教育にはいろいろな原則がありますよね。教育制度の中での例えば教育の機会均等とか教育の公平性とか、そういうことが一般的にこうしたものについての考え方の基になると思うのですが、今回のこの減免というのは何がそういう根本基準になっているのでしょうか。

学務課長)

今回、まず、国の新制度におきまして保育料の上限額が定められました。これは、広く幼児期の期間の保育、教育を受けられる機会を広げようという趣旨に基づいております。そして区立幼稚園につきましても、そういった国の広い意味での制度の中で同じ新制度に位置付いているものでございますので、やはりその趣旨にのっとり、保育料についても国の上限額の範囲内で設定していくということです。

そしてまた、豊島区の場合は、基本構想にもあげられております目指す方向という中にも、子供を産み育てられる環境づくりを進めていくということがあげられてございます。ですので、なるべく負担の軽減を図る方向で減免の措置をしていきたいと考えております。

三田教育長)

要するに、私立幼稚園と公立幼稚園は常に拮抗しながらやってきていると思うのですが、一般的には公立の方が保育料は安いわけですね。私立は高いサービスをしてくれるから、私立の方が良いという人は、そちらをチョイスすることが流れとしてあったと思います。

また、公立はどういう状態のお子さんでも、その学齢に達したときにはお受けすることを大原則でやってきました。私立は、その私立の建学の精神や原則というものがあるので、その基準で子供を就学させるという措置をとっており、それぞれお互いの特色を生かしながらこれまでやってきたと思います。

この子ども・子育て支援法ができてから若干公立の方が高くて私立の方が安くなっているという、そういう実態を是正するという認識でいいのですか。

学務課長)

はい、そのとおりでございます。

三田教育長)

ですから、そういうのは公平の原則というか、教育委員会は絶対に間違っただけいけない原則だと思うので、そういう措置をとったということで良いと思います。

そうすると、例えば第1子の保育料を見ると、私立と区立を見ていくと、一番上のランクの所得割の7万7,100円以下の者に対して1万円の保育料を今まで取っていて、これは私立が5,600円なので、それに並んで5,000円にした、つまりほぼ同等の額にしたということですよ。

あと、それ以下の21万1,200円から25万6,301円以上の人まで含めて、この横棒というのは、1万円は変わらないということですよ。そうすると、私立の側は1万1,000円の人から1万9,700円の人までいるようになったときに、今度は逆に、私立が高過ぎて、公立が安過ぎるという議論もありますが、そういう認識はどう捉えますか。

学務課長)

確かにこの私立の保育料に対しまして、25万6,300円以下からかなり私立のほうは高い状況でございます。ですので、この点については、7万7,100円のように、かなり近づいている状況ではないのは確かなことでございます。ただこの部分につきましては、豊島区の保育料はこのところずっと月額1万円に来ておまして、この額につきましても、23区の保育料の中では上から3番目ぐらいに位置しているという状況がございます。そういった状況で、この額について私立に合わせるようなことは、今のところは考えておりません。逆に、負担の軽減となりますと、この月額減についても検討していかなければいけないこともあるかと思っている状況でございます。

三田教育長)

そうすると、例えば7万7,100円以下の者については安くして、あとは今までどおり一律というのと、子ども・子育て支援法というスライド制の考え方、つまり所得の割合によって保育料を変えていくという考え方は、例えば公立の保育園でもやっていますよね。ところが、公立の幼稚園はそうせずに、飛び出たところだけ是正して、あとは同じように一律でいくという、そういう考えですか。

学務課長)

確かに所得割課税額に応じて保育料を設定するという区もございます。ですので、そういう考え方というのでも検討していかなければいけないと思いますが、現段階では、豊島区の場合、年12万ということで決めておまして、そしていろいろな事由によって減免の措置をとっているということで、まずは、この今回いわば逆転現象が起こっている状況について、速やかに減免の措置で直していきたいという気持ちがございます。今、御指摘いただきましたのは、もう当然のことございまして、所得割課税額に応じての保育料の設定について、今後、研究をしてまいりたいと思っております。

教育部長)

私立幼稚園の決め方ですが、今回1園だけが新制度に移行ということですよ。それ以外

の幼稚園は従前のおりと書いてありますが、従前どおりといたしても、それぞれ園によって差があります。保護者はそれを理解した上で入っていると思うのですが、その方の所得によって、区から、あるいは東京都からの保護者負担軽減補助金が出ております。ですから、この1園の移行したところは、個人の申請で従来どおりの補助金はもらえないわけですが、園にそういった補助金が一律に入ってきますので、例えば幼稚園の中に豊島区の保護者が何人かいて、板橋区は何人かいて、新宿区は何人か、それぞれの区によって負担の補助金の額も変わってきますから、その額に応じた部分が園に入って、それで経営されるということです。ですから、移行するのは1園ですが、従前どおり金額が私立幼稚園は変わっていますが、所得に応じて多少の補助金は区から、あるいは東京都からも出ているというようなことが、従前どおりという意味になります。

三田教育長)

そういう考えでいうと、私立が大きく変わっていないから、今のところは、一律を原則にして是正しなければいけない飛び出たところだけ是正すると、そういうことでいいですね。

学務課長)

はい、そのとおりでございます。

三田教育長)

私は一律のよさは一律のよさであると思います。ただ、公立の場合は補助が出るわけではないので、私立のようにメリットが何もありません。ただ、私立、公立ともに選ぶときは、一律で、出っ張ったところはきちんと是正するというのを売りにして、少しでも就園率を高めてもらいたいという、公立のよさをアピールしてもらいたいということが一つあります。

もう一つ、お願いなのですが、3番の実施体制のところです。そういう考え方に基づいてこれを周知して審査をして、実際に行うのが8月中旬の頃という、これは恐らく9月の保育料からですね。年間の保育料は、どうなのですか、12カ月分一気に払う方が多いのでしょうか、それとも月ごとが多いのですか。

学務課長)

月毎でお支払いいただいております。

三田教育長)

そうすると、月ごとということは、決めたからには、3カ月も認定にかかるのかなという印象を受けます。何千人もいるなら別ですが、わずか3園で、人数も200人ちょっとですよ。ですからもう少しスピーディーにできないかなと思うのですが、その辺、一定の労力は必要だと思っているのですが、いかがでしょうか。

学務課長)

所得割課税額の層につきましては、6月に住民税が判明しますので、そのデータを基にこちらでシステムを回すようになります。ですので、どうしても7月以降になってしまう

という制約がございます。確かに4月の段階でお支払いいただきますので、さかのぼって還付はするのですが、その間の負担は大きいと思いますので、何かしらの方法はとれないかと思っているところです。ただ残念ながら本年度におきましては、スケジュールどおりということで考えております。

三田教育長)

例えば、今はもう自動的にパソコン上で納税額がわかるわけですよね。そうしたらその該当する人のところに集中的にスピーディーにやるという方法はないのでしょうか。財政処理の問題はあると思いますが、もう決定したらできるだけ迅速にやるというような処理をしてもらいたいなと思うのですが、どうでしょう。

学務課長)

迅速な処理について、確かに該当を見込まれる方々というのはわかりますので、それについては、税務上の処理など研究してまいります。

三田教育長)

よろしくをお願いします。

千馬委員)

1番の見直し理由のところですが、本区が目指す子供を産み育てられる環境づくりという観点から今回行われるということですよ。他区は、いろいろなやり方があるようですが、基本的には、豊島区民サービスを基本とした基本的な、正対した対応として新たに移行すると考えていいわけですよ。それだけ教えていただけますか。

学務課長)

公立幼稚園の場合は新制度に全て移行するということになっております。ですので、それぞれ見直しの状況は違いますが、それぞれ新制度の趣旨にのっとって広く保育の機会を提供できるような保育料を考えていくということにはなっております。

千馬委員)

つまり課税額に応じている区もありますが、そういうことをしないで、こういう独自のやり方でやっていることが一応区民サービスであるという基本があって、さらにそれを良くするという考えでいいわけですよ。

学務課長)

基本的な考え方はそうでございます。ただ、その保育料の示し方が、区によっては、所得割額を細かく刻んでいった中で保育料を設定している区、あるいは大まかに、生保・非課税世帯は無料、第2子は半額、第3子は無料としている区もございます。

菅谷委員長)

これは子育て支援ということですから、幼稚園だけではなくて、保育園の方にも何かこういう新しい減免措置というのはあるのでしょうか。

学務課長)

新制度における保育料の設定は、今は幼稚園のことにつきまして御説明させていただきます。

ましたが、保育所につきましても、同様に減免の制度がございます。保育園の場合はゼロ歳からでございますので、例えばゼロ歳から小学校1年生までの間を第1子、第2子、第3子というようなカウントの仕方、ここは少し幼稚園とは違うところですが、こういう範囲の中で、第1子が全額だとしますと、第2子は半額、第3子が無料というような形で設定をされてございます。

菅谷委員長)

これは新しい制度で6月に決まるということですから、なかなかぎりぎりですが、大体内容については皆さんおわかりいただけたらと思います。

これについては、これでよろしいですね。

(委員全員異議なし 第30号議案了承)

(2) 第31号議案 平成27年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

区立学校運営連絡協議会委員の委嘱については、もう何回か検討していますので、このメンバーそのもの人選については、特に何か御質疑がなければ承認したいと思います。よろしいですね。

(委員全員異議なし 第31号議案了承)

菅谷委員長)

では、委員の委嘱については、これでお願いしたいと思います。

今、コミュニティスクールの御説明がありました。これについては非常に重要な問題ですので、まだいろいろな場で検討していかなければならないことかと思えます。今の御説明の中で何かお気づきの点、御質問があれば、お話をいただけますか。

三田教育長)

私も6月の定例校長会、副校長会、都市教育長会、それから全国の会合の中で、文科省から次官が来て直接全国の教育長に対して説明した、その資料を使わせてもらって説明させていただいているのですが、全体として、もう法整備は終わっています。ですから地教育法の改正によってコミュニティスクール化をしていくという、することができるという規定がありますので、地方自治体の意思決定でやっていけるというところまで来ています。もうひな形は全部できているということなので、このひな形どおりにするかどうかということが1つ問題になっているのですが、一番問題になっていたのは、学校の教員人事について校長に意見を述べることができるという規定についてです。

これは非常に重大な問題なので、私どもも教育ビジョン2015を検討するときに、ここは慎重に、結論を出さないまま保留にしていました。人事取扱いに関する権限の問題は、国の法的基準の中では言うことができるけれども、豊島区教育委員会としては、それは学校教育法で定められている法に基づく問題なので、第一義的には法を優先すべきだと思っております。規則の中で幾ら規定されても、上位法に当たる学校教育法では、校長の管理

監督権限、とりわけ人事についての権限というのは、校長さえ具申権という限られた一部しか持っていないわけです。東京都レベルで言えば東京都教育委員会が持っているわけで、豊島区教育委員会には内申権しか持っていません。言うことはできますが権限はありません。ですから、そういう権限のない者が権限があるかのように振る舞うこと自体が問題なので、そういう意見がもし出てきても、教育委員会としては、聞くことは聞くけれども、それ以上はないというスタンスでいきたいと考えています。ただ何か人事についての意見が出た場合には、教育委員会として責任を持って学校とともに対応するというような、これまでもやってきた方法でいいのではないかと思います。そういう豊島としての考え方ははっきりしていれば、個々の問題はクリアしていけると考えていますし、現にそういう対処をしている地区がたくさんあるということで、情報交換できました。

そういう学校も、ここに示されているようなコミュニティースクールとして登録というか、申請されて認められているわけです。ですから国の基準に合わせていくということではなくて、国の基準を基にしながら、豊島として要綱を定めて、その基準でやっていくという形をとっていききたいと思います。趣旨は地域とともにある学校と、地域から学び、地域の中で育つ子供達を育てていくということですが、これまで豊島区は、少子高齢化の中で子供達が少なくなり、いずれ消滅すると言われ、それを切り返して様々な発展可能性都市ということでやってきています。そういう意味では、地域とともにある学校という、キャッチフレーズで学校運営協議会を発展させていった方が良いと思います。豊島型の基準を作っていくという方向で1歩前に進むということはどうだろうと考えております。

それからもう一つ課題なのは、いわゆる地域コーディネーターという学校支援本部の中に学校を応援するための、例えば人材を派遣するためのコーディネーターとか、カリキュラム上で応援するコーディネーターとか、あるいは豊島区でいうと、大学がたくさんあります。連携している大学との関連で教育的資源をコーディネートするとかというのは十分備わっていません。清和小学校で見ると、7番の方が、清和放課後子ども教室地域コーディネーターがいるわけですね。それから私どもでいうと、既にセーフスクールは完璧にコミュニティースクールです。三位一体となって地域がセーフスクールを支えている、それで区民ひろばを中心にしながら、セーフコミュニティが形成されているということだと、これはもうコミュニティースクールそのものなわけです。

ですからコミュニティースクールの課題は、その地域や学校の特色に応じて、それでよいということになれば、あとはコーディネーターをどうやって学校や地域で推薦し、学校運営協議会の中に位置づけて推薦してもらおうという要綱を作っていくのか、この2つの課題がクリアできれば、現状の学運協のスタイルを少し発展させることで、大きな労力を使わずに大きな仕事が1歩進むのではないかと思います。まず私たちが教育委員会で要綱を定め、それを学校に投げかけて、今年1年ぐらいかけて学運協の仕事の中で、コーディネーターを選んでいきたいです。それから人事については、豊島の考え方でやっているということ宣言して、既にセーフスクール等でやっている学校、それからこれからやろうと

する学校は当然ながらそういうコーディネーターが必要なわけです。そういうことを追認していくことで、どんどんスピードを上げて来年の4月から、一斉にいけるような体制にしていっていただろうかと思えます。

そういう流れでいうと、教科書採択を進めながら、9月ぐらいからそうした議論が学校と教育委員会の間で行われて、来年度の4月に、できればそういう形でスタートできたらいいなと私のほうでも話をさせていただいております。

是非、今日のところはその大枠ですが、地域とともにあるというのはこれからの大きなキャッチになると思います。その辺、先生方もいろいろとお考えあるかと思えますので、御意見を頂戴できればなと思えます。

菅谷委員長)

他の委員の先生方、どうでしょうか。今の説明について何か御質問、あるいはお考えがありますか。

嶋田委員)

まず伺いたいのですが、教育長がいらした都市教育長会議というのは、いつ行われたものだったのでしょうか。

三田教育長)

これは先月5月の21、22、一緒に私どもとコミュニティースクールをやっている厚木市で行われました。

嶋田委員)

この動きを把握していなかったもので、一気に進んだような印象があり、もうそういう流れになってしまったのかと感じているところでございます。でも今、教育長のお話を伺って、人事の問題をどう考えるかということで、一定の考え方がクリアになった気持ちがあるので、教育長のお考えの豊島区の基準で1歩進めるということには、本旨として賛成したいと思えます。

ですが、ここからちょっとお尋ねをしたいのですが、文科省がコミュニティースクールを、今6%を何とか率を上げていきたいという背景には、再生実行会議のメンバーの強い意向も働いていると思えます。そこにいらっしゃるメンバーたちの中で、こういうことをずっと推進してきた地域がありますよね。そうすると、ある意味、成功例しか披露されていないのではないかという若干の懸念があります。もちろん成功例が多いし、上手くいくという見込みがあつていよいよおろしてきたのだと思えますけれども、その中でどういう問題がまだ残されているか、あるいはやっているところで上手くいってないところの事例も、きちんと検討しておいたほうがいいなという感じがします。

1つ、このペーパーを初めて見たのでどうなのかなと思うところが、例えば地域コーディネーターのところですか。これまでも学校の先生たちは、いろいろなことで地域とのかかわりを持つようとして、いろいろなところから策を講じて、いろいろな人たちとの人脈を作ってきていらっしゃると思えます。ですから、そういうものが先生と直に上手くできてい



るところで、スピーディーに子供達の教育に反映できるような形で活用されている地域にあえてこういうものを設けることで、一旦とまってしまうというか、時間が上手くいかないとか、あるいはそこでネゴシエーションが必要になったり、そういうことがあるとすれば、上手く機能できなくなって残念かなという気がします。

ですから、今までやってきたものを上手に生かしながら、この人が入ることでさらにそれが促進されるような、それができる人材を選ぶという大切な問題が残されているかなと思っております。ですから、もし、そういうようないろいろな面で、これまでやられてきた地域で課題として出されたことなどがあれば、またこの場で御披露していただければと思います。

指導課長)

このコミュニティースクール制度に関して、学校の校長先生方も一番懸念されているのは、人事、それから校長の学校経営方針について承認をいただかなければならないという点で、例えば、本当に子供の教育に関する方向性が協議委員の方と校長で全く違う方向を向いてしまったときに、学校経営に著しく支障を来すのではないかという、御心配をされている方もたくさんいます。

あとは、これは地域性とか地域の成熟度とか、いろいろな要因が絡み合うと思うのですが、文科省はこれに関して、そういった全く方向性が異なる、議論がなかなか収斂されないコミュニティースクールについては、区市町村教育委員会がその指定を取り消すというような形で、最終的には校長が責任を持って経営をするというようなことで、ガイドラインを出しています。

これまでも地域の人材、学校に数多く入っていただいておりますが、この新たな豊島版のコミュニティースクール制度を導入することによって、これまで地域で、学校にお手伝い、支援をしたいと考えてらっしゃった方がもっとたくさんいらっしゃるということが予想され、そういった方がスムーズに学校に入ってきていただけることもあるかと思えます。あるいは現状では、副校長がコーディネーター役をしている例が非常に多いと思えますが、その一部が、徐々にではあっても、地域コーディネーターに移管されていって、いわゆる副校長の職務の多忙化の解消の一助になる可能性もあります。

ただ、これは学校によりまして、今、嶋田先生がおっしゃったとおり、その手続等が煩雑になって、かえって難しくなるケースもあります。2年、3年かけて、そのあたりは調整していけばいいなと思えます。今、チーム学校というような考え方も示されておりますので、教員だけではなくて、本当にいろいろな方のお力をお借りして総がかりでという体制が、まさにできていくのではないかと期待できる制度であると私としては考えているところがございます。

三田教育長)

私も現場サイドから来た人間ですから、校長の立場からいうと、外からいろいろ教育課程とか人事のことについて言われると、非常に心外なときもあるわけです。むしろそうい

うときのほうが多いです。わからない人に、こちらが周到に用意して準備したことについて、それはだめだと言われると、専門職として反応したくなるようなことがあります。

この職に立って町会の人や地域の人といろいろなところで交流したり、意見を聞くことがあるのですが、先般、区内で、ここの学校はいつも地域のお祭りのときに土曜授業をやっていて、結局、子供達がその行事に参加できないような形になってしまっている。非常にやりにくいから、地域としてはやめてくれという声があがっています。私もお叱りをいただいて、いつも教育に協力してくださる、口は厳しい方だけでも、心はいい人で、そういう人からそうやって言われるというのは、学校や教育委員会がもう少し、そういうことを日常的に声を大きくして言っているにもかかわらず、一切聞く耳を持たない教育の流れというものに対して、反省する必要があるのではないかと思いました。地域が言っているのはもっともだということで、改善方法はないかと校長とも話をし、部長も、庶務課長も一緒に校長とその町会に謝りに行って、こう改善しますと言って、逆に、わかってくれてありがたいというお言葉をいただいたことが、ついこの間ありました。

ですから、両方向の目線を持ちながら、最終的には校長として、そんな声を無視してでもやった方が絶対に良いのであればやれば良いですし、それは校長の権限です。

逆に、校長の権限が十分行き渡らなかったために、そういう権限を横暴に振り回したと見られてしまったので、それを改善することは地域にとっても校長にとっても学校にとってもプラスになることです。ですから、そういう合意形成をしっかりとやりながら、子供のために、むしろベクトルがあっち向いてこっち向いて大した力にならなかつたら、同じ方向を向いて協力くださる方がいれば、それでもっとベクトルの力が大きくなるという方向を、地域とともにある学校というキャッチで収斂できないかなというのが1つあります。

もう1つは、コーディネーターがネックだということです。豊島区は7大学との連携を抱えています。多分、教育委員会のレベルでも1,000件を超えるぐらいの連携事業をやっています。ですから、これはどこにも負けないと思っています。あわせて、豊島区のPTA連合会の今までの力というのはすごいないつも思っているのですが、PTAの幹部になられた方は地域で頑張っておられ、子供の育成に関わったり、町会の仕事に関わったりして、人材が学校を基に養成されています。これがコミュニティーだと思うので、しっかりした基盤としてのコミュニティーがあると思っています。同時に、高齢化社会で、今、町会長も御高齢なのです。ですから、そういう意味でも、地域コーディネーターの方がPTA活動等を経験しながら、学校教育をコーディネートしながら、町づくりの活性化につながっていくということも社会の人材育成という観点から私は大事じゃないかと思えます。

豊島区は今、子供が増えています。あと10年後は、他の町と同じように少しずつ子供が減ってくると思います。いずれ、30年、40年たったときには、今の子供達の半数ぐらいの規模になっていくということを考えたときに、コミュニティースクールが学校を救っていくのではないのでしょうか。それから町がすごく安定して住みやすく教育も行き

届いていて、豊島区で家を構えて子育てしようという人たちが来れば、豊島区がもっと違った形で発展していく基盤を持っているのではないかと思います。

ですから、ここで出おけると、どんどんコミュニティーも崩壊していかざるを得ないし、放っておけば、崩壊集落みたいな状況があるということをこのあいだの再生会議で警鐘を乱打されてしまいました。これは全国の問題だと思います。ですからコミュニティースクールについては、当初よく見えない、特殊な考えでやっているという印象を強く受けました。

しかし、このあいだの全国の発表、それからその1週間前の関東地区の研究会で、事例研究発表が各自治体からありました。もう自分たちの地区に合わせて自分たちの持ち味、パワーを生かしてやればいいのではないかと、みなさんはっきり文科省の先生方がいる中で言われて、良い事例として挙げられていたということを伺いまして、すごく意を強くしました。特に、岐阜市の教育長のプレゼンテーションはすばらしくて、良い実践をしているなと思いましたし、国の基準というのは、参考にするけれども、町が基準だろうという考え方でした。こういう考え方が主流になっていけば、豊島の場合は、間違いなくすぐに移行できると思いました。

それから、もう一つ、職員団体との関係に関しまして、もともと学校運営協議会ができてきたのは、地域の声がなかなか学校に届かないということからでした。それは、いろいろな学校の危なさに対して、先生方は良いと思っても、地域の人は、定住民で見ているわけですから、前は良い学校だったけど、この頃先生方が異動してきて心配なことを言ったりやったりしていると、意見がなかなか届きませんでした。ですからそれを校長に聞いてもらうように組織しよう、校長が孤立して困っているような学校は、町で応援していこうという考えがスタートでした。ですからこの学校運営協議会（学運協）を作るときは大変で、外部評価をするなんてとんでもないとか、子供の評価意見も先生方に聞いてもらおうと授業評価を言ったら、子供にそんな評価をさせるとは何事だという意見もありました。今、大学だって学生に評価を受けながら先生方はやってらっしゃいますよね。同じように、自己評価、他者評価というのはそれぞれやって自分の身を正していくというのは大事だということになって、こういうものができてきたわけです。これは日本の到達した文化だと思うのですが、まだこれに対して抵抗しているところもあります。

都立高校は、その辺はまだまだ苦勞が多いのかなと思います。私ども、現場にいたころ、国旗、国歌の問題というのは、小・中学校はもう20年以上前から決着済みという感じがしていましたが、いまだに裁判をやっているような都立高校もあります。時代の変化をきちんと見て到達状況を見ながら、新しい変化に対応していくというのは大きな決断だと思います。

これはじっくり議論すべき価値のあるものだと思うので、できたら具体的な要綱を作って、それが本当に豊島の教育を1歩前進させることにつながるという希望と夢が持てるようなものであり、かつ人材のパワーを学校教育にたくさんいただけるというシステムにし

ていけたらなと思います。今までできてきた関係というのは、もちろん大事にしていき、後退するようなことがあってはいけないと思うので、そういうシステムにしていけば良いのかなと思います。

菅谷委員長)

なかなかコミュニティースクールに関しては、非常に大きな問題で、時間的にも今日ここで全部検討しにくいので、これからさらに検討していきたいなと思います。

渡邊委員)

時間がないところで申しわけないのですが、このコミュニティースクールに関して言うておきたいなと思うことがあります。

この制度自体、国で決まっていくならば、それに乗っていかざるを得ないと思います。なおかつ豊島区の場合には、既に運営連絡協議会というすばらしいシステムがあるので、その機能を損なわないように発展的という教育長のお話には大賛成です。小学校の研究発表会のときに都の教育委員の山口先生のお話の中にもありましたが、世代による価値観があまりにも多様化していて、それをどこでどう集約するかというのは、なかなか現場でもできていないようです。そういう底辺が整理されない中で、底辺を広げていって、みんなの意見を聞くのがコミュニティースクールだというような格好になると、それこそ收拾がつかなくなってくるし、目指しているもの自体がまとまってこないのかなと思います。

公立の学校でなければできないことはいっぱいあると思いますが、地域的に見ると、ロスなのではないかという意見が出てきて、逆にそれが潰れてしまうという危険性も多々あると思います。そういうところは気を付けて運営していかないと危ないのかなと考えます。特に、5ページに、コミュニティースクールの成果認識と書いてありますが、もともとないところで、どれだけプラスになったのかどうかもはっきりわからない中で、危険性が強いかなと感じました。

ですから、コーディネートしてくれる方も、結構、今、豊島区では応援してくれる方が多いので、かえってその人たちが活動できなくなるという危険性も含んでいると思うので、慎重な適用をお願いしたいなと思います。

三田教育長)

この5ページの成果に関しては、都合で書いていますよね。ですから、もっといろいろな意見があるはずだし、あつてしかるべきだし、小中一貫教育もモデル校はいろいろなことを書いています。接続が上手くいくようになったとか、だけど、接続なんて一貫校にしなくても、連携プログラムで上手くやっていますよね。

ですから、一貫校になったから全て良くなったとか、コミュニティースクールになったから全て上手くきれいになったということではないと思います。実態から出発して新しい教育を組み立てていくというのが、我々がやっていかなければいけない基本的なスタンスだと思っていますので、それはリアルに見ていくべきです。

ただ、人材がいたり、成熟しているのに、システムを整備しないために前へ行けないと

ということもあると思います。このコミュニティースクールにしても小中一貫教育にしても、そういう改革は丁寧に進めた方が良いと思っています。小さなエネルギーでも大きな学校現場を支援していくようなシステムを作っていくべきです。今まで膨大なエネルギーを割いてきたのは実は学運協で、お互いに評価をし合って、風通し良い説明責任がとれる、そういう学校教育を進めていこうとしてきました。それは校長先生のリーダーシップを基にしてやってきたので、この大きなエネルギーを最低作り上げてきた成果や人事というのは、もっと広げる価値があるというときに、少しの後押しがこのコミュニティースクールの制度だと考えれば、やろうではないかと、そういう発想に立ってやりたいなと思っています。やるからには、今までの流れをさらに大きくできるようなシステムにしたいなと思います。(菅谷委員長)

とにかく拡大したいという目標があるようですが、これは例えばコミュニティースクールを達成したら、文科省はその学校に助成金を出すとか、そういう考え方はないのですか。(指導課長)

今のところそういう話はありません。

ただ、国の予算を見ると、学校支援本部の充実に何百億と出ていますので、方向性は、国としては、これまでは1割程度という控えめな言い方でしたが、お金も付けてしっかりやっていきたいという意思は見られるのかなと考えております。特にこれという情報がなくて申しわけございません。

(菅谷委員長)

つまり率を上げることを目標にしているのであれば、そういう手段もあるかなと思ったわけです。今は学校運営協議会というのが実際に機能しているわけで、この内容を見ると、学校運営協議会で結構できてしまう印象を受けます。わざわざ二段構えにもう一つ作る意味があるのかなと思いました。

例えば、学校支援地域本部のメンバーは、運営協議会のメンバーと重なってしまうのではないかと思います。組織をたくさん作れば良いというような問題ではありません。本当にこれを作ったら、そういう効果ができるのか、と私は疑問に思っております。それよりか、今ある協議会をもっと充実させていくというようなことを考えていった方が実際的なのではないのでしょうか。

ですから、今後とも検討の中に入ってくると思いますが、今の運営協議会がどのくらい実効性がある、成果が上がってくるのかというのは、きちんと検証しないといけません。新たに作っても、結局、同じようなことになってしまうのではないかと思います。

ですから、そういったことも、着実に皆さんと一緒に考えていきたいなと思っております。

時間のこともありますので、これについてはよろしいですね。

### (3) 報告事項第1号 携帯電話についてのアンケート集計結果について

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

何か御意見等ございますでしょうか。

嶋田委員)

とてもおもしろい結果だと思いました。いろいろと考えるところがありますね。

まず、個人的な感想としては、中学3年生で20%持っていないというところにちょっと驚きというか、不思議な感覚を抱きました。ほとんどの子供が持っているのかなと思っていました。

一番問題なのは、私は、フィルタリングのところだと思っています。これは親の教育、親への啓発だと思っています。どういう理由で携帯を持たせるのか、どういうルールを決めるのかということをきちんと親子の間で話し合いをして、ですからフィルタリングを付ける必要がある、このために持たせているのだからこれは守る、それが約束の上で携帯を使いなさいというようなことができないと、なかなか難しいだろうというのが感想です。ですから、その辺はPTA連合会等を通じて、少し親への啓発という機能を果たしていただく必要があるのかなと思いました。

それから、スマートフォンの使用も高くなっているようですね。

もう一つ、LINEをどう考えているかということをお子達にもう1回考えさせる時期ではないかなと思います。確かにすごく楽し、一斉にできるし、会ってなくてもいろいろな情報交換ができます。最近の社会事情を見ていると、LINEの中でちょっとした相談とか、愚痴とか、そういうものから発生して、事件が起きることもかなりあるのではないかなという印象を持ちます。ですからLINEというものが安易に使われ過ぎているということをお子達に啓発する必要があると思います。次に、調査項目が作られるのであれば、LINEをどう考えているのかという項目を作って、みんなに考えさせる時間があるといいかなと思って聞きました。

千馬委員)

速報値ということで、大変参考になる資料だなということでお礼申し上げたいと思います。

まず、予想はしていましたが、結構3年生から携帯を持っている率が高いことは、改めて驚きました。もうこういう児童生徒の実態があるということを前提に、これから考えていかななくてはけません。学校教育の中でも、こういう現実をきちんと捉えていく必要があるのかなと感じました。

2点目が、意外と携帯の利用ルールについて、家庭の中での意思疎通ができていないということです。これは大きい問題だと思っています。何かあったときに、親がきちんと児童生徒の様子を知っていないと、最終的に大きな事件に巻き込まれて気がつくということになるのではないかと、非常に危惧しています。いずれにしても、この速報値を分析して、今後、ここをどう対応していけば良いかというあたりを、これからぜひきわめていただく

とよろしいのではないかと感じました。

渡邊委員)

まず、このアンケートについてですが、大体普通にやっているアンケートかなというイメージなので、少し違った切り口からアンケートをとっていただいたほうが、より実態がわかるような気がします。

特に、設問4の電話を1日どのぐらい使いますかということに関して、設問2で、スマホの率が圧倒的に高くなっている中学生は、電話をしているのか、ゲームをしているのか、そこまで明らかにできたらいいかなと思います。また、それだけでなく今は宿題でインターネットを使って調べるといったこともありますよね。

単純に使用時間がどういうことなのかというよりは、その中身がわかったほうがいいかなと思います。

要するにここで問題になるのは、携帯電話を使うことによって、また持つことによって子供達が危険に巻き込まれるということをいかに防止するかということだと思います。そういう意味では、その方が効果があるような気がします。

もう1点、児童生徒についてのアンケートですが、学校の先生方の中でお子さんがいらっしゃる方に関しまして、おたくはどういうルールを決めていますかと、そういうものもとって見たらおもしろいかなと考えます。というのも、設問5の携帯電話の利用について家族とルールを決めていますかとありますが、これはまさしく先ほどからお話に出ている保護者側の問題だと思います。先生方もうちに帰れば保護者ですから、そういう意味で、自分の家庭でどういうことができているのかということをもとにして、児童生徒たちをどう導いていくか1つの材料にできるのではないかなと思いました。

実際、私も区内に住んでいるので、区内の携帯電話屋さんに行くと、まず子供のために買うときは、フィルタリングをしますと当然のごとくお店から言われます。ですから、それをあえて外すという人はいないのかなという気がします。

ただ、携帯電話も、例えば大手のショップで買うばかりではないので、そういうことまで指導がいないところがあれば外れるという危険性もあります。警察からの指導とか、教育委員会からのお願いとかでも良いと思いますが、そういう徹底をするということが効果をもつのかなという感じがします。

先ほどLINEのお話も出ましたが、LINEに入らないこと自体で、まずお友達として認められないという社会はありますよね。そうすると、例えば進学して小学校から中学校に入ったときに、一定数の子供達がスマートフォンを持っていて、お友達になりたいけれども、私たちと登録しなければつき合わないと言われてしまうこともあるのかなと思います。そもそもお友達になるというところの取りかかりがそれであれば、親としたら、スマホを買うということに絶対なってくると思います。ですから、そこから先の使い方がどうなっていくのかということ、中学校では結構警察の方とか東京都の方とかに来ていただいて、いろいろな講習会、講演会をやっていただいています。なかなかその辺が子供は、

怖いねというところで終わってしまっていて、逆に、保護者はそういう講習までやってくれていることをあまり知らないのではないのでしょうか。

ですから、管理者である親の気持ちをそういう方向に持っていくように促してあげることが、この問題ではすごく重要なのではないかという感じを受けました。PTA連合会とか、そういうところに働きかけをしていただくと同時に、学校側からも強く指導していただければ、ゼロにはならないでしょうけれども、危険度は確実に下がると思います。そのような方向で御検討いただけたらなと思いました。

三田教育長)

これについては意見、議論をしっかりしていかなければいけません。まず、何が問題かということをしちんとしていく必要があると思います。こういう文明の力を上手に使っていく生き方をするということが教育の指導だと思っていますので、プラスの面とマイナスの面をしっかり指導していきたいなと考えております。

携帯とスマホは全く違います。スマホの場合は、自分が好むと好まざるとどんどん侵食されてくるし、自分も他を侵食しようと思えばどんどん侵食できるという相互の関係があるわけです。

ところが、携帯は、自分が必要なときにだけ情報を得ればよく、不必要なものはほとんど入ってきません。私もずっと携帯でしたが、家族や周りの雰囲気、それから自分の仕事の関係で、対応し切れないと思えばスマホにかえました。変えた当初はわからないことだらけでしたが、なれると携帯よりはすごくレベルの高い文明の力だと思いました。

ところが、役所に入って、電話を全部変えられてしまい、固定電話がなくなりました。ですから、教育委員会の代表で庶務課が出て庶務課が私につながぐという間接法でしか使えないようになってしまいました。また、私が持っているのは公用電話ですから暗証番号があって、それを押さないと使えません。何かやろうとするとき、必ず暗証番号を入れてから使わなければいけないので、不便だなと思っています。とても時代遅れの印象を受けていて、非常に私はこの電話について違和感を持っています。ただこれも慣れたと思うので、一旦慣れたものを変えるというのは大変だと思います。

携帯に関して、学習や生活に役立てることを教えながら、同時に、役立たないもの、あるいはマイナスになってしまうことは、止めましょうということ、またどうやったら止められるのか、どうやったら切りかえることができるのかということは、学校教育の原理論の中でしっかり教えていく必要があると思います。

それから、例えば今は先生方が理科の実験をしないで、ビデオやインターネットで済ませて終わりにしてしまうことがあります。あたかもわかったような気持ちになりますが、現実に遭遇すると、においも味も、泥臭さも、汚さもきれいさも全然違うわけです。ですからそういうものを学校は、実物、実体、事実からきちんと学問の世界に誘うということをし、それがどうしても現実に無理で、かえってシミュレーションをしたり、あるいはバーチャルなものを見せることでイメージーションを膨らませて考えさせることができるも



のについては有効に使っていくべきだと思います。

ですからといって、これに依存して立派な教育ができるわけでもないし、人格形成ができるわけでもないと思います。

ですから、この携帯、スマホあるいはインターネットと三位一体になって、今、子供達を取り巻いている社会環境について、どう向き合うかということをお教えるのが教育の本来の姿かと思えます。あまり末梢的なことだけに捉われず、大局をしっかりと見て、勇気を持って育てるということを親も学校もしていかなければいけません。

それから、もう一つ、インターネットの怖さです。二百何十万人の個人情報が一気に流出することもあるわけで、個人で防げないことがたくさんあるということを改めて感じます。LINEの問題も結局個人情報ですよ。自分の携帯の番号は登録していても、他の人でやっていて、登録関係がなくてもやっていることは見ればわかります。ですから、そういうところに立ち入らないのであれば、毎日リアルタイムで孫や子供の様子がわかって、すごく便利でいいと思います。電話も直接顔を見ながら無料でかけられます。そういうことに子供がはまってしまうのかと思います。それが仲間作りと関係のあるところに問題があるわけです。

今回のこのデータでいうと、たくさん使っている子供をどう見るかということです。ハイパーQUで調査をかけているわけで、特定できないので、升でやったということですよ。ですから少しつまらないと思います。

次は、携帯電話を長時間使っている子供と人間関係がどうなっているのかにも触れてもらいたいと思います。恐らく寂しい子、それから学習嫌いな子、どちらかといえば我慢強くなって、楽なほうへ生き方をしている子と、そういうタイプがわかってくると思います。

本来、部活で汗を流していたり、何か夢中になって頑張ることがある子はあまりやらないですよ。だけど、つまらないと思って生きている子は、楽しいゲームをやりたいとか、一つゲームの楽しさがわかったら次々としたいとかということになってしまいます。いつの時代でも文明とどうやって出会っていくかという問題はあります。あまり恐れないことと同時に、人間の生き方の問題として教育していく、ベーシックなものを教育委員会として持ち、子供用、学校の先生の指導用あるいは保護者啓発用ということで課題を決めていけばどうかと考えています。

それから、一番問題なのは、フィルタリングをどうするかということです。フィルタリングをかけているかどうかを聞いたら、その次の設問は、フィルタリングのかけ方を知っているかどうか、そういった聞き方をしていくべきです。知らないという人は、どうしたら良いか、知っているのか知らないのか、知っていてやらないのか、知らないからやらないのか、そういった形で詰めていくことが必要です。フィルタリングが後からかけられるのかどうか等、圧倒的にかけていない人はそういうニーズが出てくるはずなので、そのことに応えられるような情報を用意しておくべきです。徹底的に青少年に対しては、目的以外に使わないということと、危ないところには近寄らないというフィルタリングをセット

してやるということを大人の責任でやらなければいけないということを明確にしておく必要があります。そのための必要な情報はきちんと得て、情報提供をしてあげなければいけません。それからこれから買うという人に対しては、当然フィルタリングは必要だという趣旨でやっていくべきです。

それから、もう一つ、今、一番子供が落ち込んでいるLINEに関してです。

メールはとても便利で、何でも添付して送れば、5分もしないですぐに相手先に届きます。LINEだと話もできて、写真も載せられて、コメントもすぐ返ってきて、テレビ電話で会話もできるといったように、またとても便利です。ですから、今までのようにメールも使わなくなってしまいました。LINEがダメだということではなく、LINEの使い方を誰も教えずに悪いほうに使っているところがダメだということです。これは緊急対策として打ち出していく必要があると思います。

きのうインターナショナルセーフスクールで、台北の先生とお話しをして、台湾でも実はインターネットのトラブルというか、子供の問題というのは深刻ですという話になりました。国際的な問題ですよ。そんなことを感じました。

菅谷委員長)

今、皆さんからのお話を聞いて、この便利な部分を子供達にもよく教えて、正しい使い方をぜひ学校の中で教えるということが非常に大事なのかなと思います。

この間、川崎の事件があったときに、学校の先生が家に30何回も電話をしたけど、つながらなかったという話がありました。その学校の先生は携帯にどうしてかけなかったのかと疑問でした。子供達はみんな携帯を持っているわけですから、携帯の番号を知らないのか、わかりませんが何故先生は、携帯に連絡しなかったのかなと、思いました。

それから、先ほど学校の先生にアンケートをしたら良いのではないかという渡邊委員のお話がありました。私も、実はこれを保護者にしたらどういう結果が出るのかなと気になっておりましたので、ぜひその点次回はお考え頂きたいと思います。

例えば使用時間に関しまして、親の感じと子供が言っている回答は、大体2倍ぐらい違うのではないのでしょうか。私も、よく子供の患者さんにゲームをやっている子がいるので、どのくらいやっているのですかと聞くと、親と子供で大体2倍の差があります。大体そうなっていますから、結構こういうアンケートを保護者に行ってみると意外におもしろいのかなと感じました。

この報告については、貴重な調査ですので、今後ともお願いしたいと思います。

三田教育長)

これに関しましても歴史的な考察をしたほうが良いと思います。

私どもが子供のころは、テーブルが丸くて、その円卓を囲んで、必ず食事は父親が帰ってきてからみんなでするものでした。家によって多少食事の時間は違いましたが、朝食も、父親が仕事に出る前に必ずみんな起きて一緒に食べて、「行ってきます」というような世界だったし、夕飯もそうでした。昼食はとにかくとして、食事と一緒に食べたし、子供部屋

なんて、個室なんてもちろんなくて、兄弟一緒に雑魚寝状態で、一部屋子供部屋を与えられたら、そこに3人兄弟だったら3人分の机が並べられて、寝泊まりしていたという、そういう感じです。ですから親も子供もいつでもほど良い距離があって、お互いに何を考えているのかとか、何に困っているのかとか悩んでいるのかと、親も分かったし、子供もそれとなく親に伝える手段がありました。時々、何を考えているのかと親からがつんと言われて、実は、と悩みも打ち明けられたので、比較的家族とのコミュニケーションができていたように思います。

ところが、最近の家庭は、子供に部屋を与えるのが当たり前で、むしろ与えられない親は何だと言われるような世の中になってしまいました。かつてのマンションは、LDの部分が真ん中であって、どこからでも部屋に行けて、いつもそこに家族が集まれるという感じでしたが、今新しいところに行ったら、居間はずっと奥であって、そこで個室が全部くっついているというシステムです。

こういう生活空間の中で暮らしていると、同じ家族でも家族のつながりがほとんどなくなってしまうような気がします。あえてそういう生活をパターンでやっていると、携帯によって個の世界だけにのめり込んでいき、よし悪しの分別もつかなくなってしまうます。

小さな家族という社会という集団があって、そこを基盤にしながら人間は育っていくのだと思います。そういうことが今すごく足りなくなっていて、子供の成長期が酸欠状態です。それから時間に追っかけ回されています。人間は、忙しいと、解放感を味わいたいという気持ちになります。そういうときが隘路になるのです。このスマホの世界なのかなという気がします。ですから子供がある意味で、かわいそうです。自然を見ても自然の楽しさや素晴らしさを感じない目の曇った状態で、スマホを見てゲームを見たら目の色を変えているという姿が、ついこのあいだまでの子供達には考えられないような時代です。そこをわからせていくためには、自然教育や何かを体験したときに、先生もよく自然のことを知っていて、子供達をそういう場に置いて、改めて見詰める目というものを考えさせていくということを、真剣にやらないとだめだと思います。

豊島の森も、そういう意味でもっと使い道があるのではないのでしょうか。学校で聞いたら、みなさん教育委員会が割り当ててくれるのを待っていると言っていました。ですから非常に主体性がありません。教育者は大きく社会を見て、子供にとってどういう教材を提供していくことが大事なのかという観点から、このスマホの問題を考えていかないと有効に活用できないと思います。根本的にどこが問題なのかということを、ぜひいじめ対策委員会の中で議論できるように、考察もある程度指導主事の意見もそろえて書き込んで、足りないところをどんどん伝えてもらって、調査結果が生きてくるようにしていきたいなと思います。

それから、次の調査では、どういう情報を得ていくことが必要なのかということも、ぜひ組み立てていただければありがたいなと思います。

(4) 報告事項第2号 臨時職員の任免

<庶務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第3号 臨時職員の任免

<教育センター長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第4号 豊島区における特別支援教室巡回指導体制等について

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

この件につきまして、今度、各在籍の学校へ直接行っていただくということで、結構、支援員の方々の負担も増えるのではないかと思います。生徒にとっては良いと思いますが、何かご意見ございますか。

三田教育長)

まず、東京都の提案で予算措置をとって、教育長会でも特別支援教育の巡回指導員制度については、各学校に特別支援教室を作りなさいということになりました。ぎりぎりスキップを入れたりして、厳しい学校がたくさんあるわけです。そこに、さらに教室を作るといことになる、難しいところもあるので、そうした場合に、全く予算措置がなければ、区が全部それを負担してやらなければいけないのかと、都は号令だけかけて調子がよすぎるのではないかという声があがりました。そうしたら、所管部長が相当頑張ってくれて、今回、予算措置をするということで、第2回定例会の補正予算で提出しています。

もう一つ、講師についてです。

教員が今まで来る特別支援から行くという話だから、当然ながら効率も非常に悪い、場合によっては教室に来てもらったほうが集団で指導できるのに、そういう場がなくなってしまうことでマイナスになりはしないかという懸念があります。個別指導というものは、あくまでも個別だけではだめで、個別があつて集団指導があるから、相互の関係が保てるようになっていくのだと思います。これだとキャッチフレーズは来るから行くなて上手いことを言うなと思いますが、実質は非効率的、それから教育の可能性としての手段を奪ってしまうことにならないかなと心配しております。

ですから、そういうことをぜひ柔軟にやってもらいたいです。来る場合もあるけれども、行く場合もあり、今までは来るばかりでしたが、行くことを多くして、必要に応じて来てもらうというような形がとればいいのかと思います。他の学校だって保護者会があつたりしているわけだから、そういうことで保護者の協力も得ることも大事なかなと思います。

特別支援を要するお子さんについていえば、家庭と一緒にあって、これは他の健常児でも同じですが、それ以上に時間と労力をかけてやっていかないと、なかなか大変だと思います。だから、ぜひ柔軟な運用によってそういう力を引き出せるような体制を作ってもらいたいと思いますが、どのように今後考えているのか、また、検討委員会の中でそうしたことはきちんと議論になっているのかということをお聞かせいただきたいです。

指導課長)

まず、東京都の支援ということでございますが、今、教育長からお話いただきましたとおりで、1校について、教材費、それから簡易施設整備費含めて100万円支援をしていただけるということになっております。また、あわせまして、巡回指導のコーディネーターをするということで、非常勤の職員を1名配置致します。

また、専門の臨床心理士が1校当たり年間10回、巡回指導するという都からの支援をいただいております。

また、もう1点、教育長からお話のあった、従来行っていた小集団指導の部分ですが、学校に行くということとあわせて、拠点校6校で小集団指導を引き続き実施することになります。柔軟な対応ということで、両方の指導、教員が行って指導するパターンと、子供達に来てもらって小集団指導するというのを併用して、豊島区型ということで進めていきたいと今のところ考えております。

三田教育長)

適切な対応だと思います。

菅谷委員長)

他に委員の方、どうでしょうか、何か御質問ありますか。

千馬委員)

私も現場に行って、学校に行くほうのメリットもよくわかっていたので、逆に、その双方向のよさを生かしてやっていただけることを基本にするならば、意味があるかなと思います。小集団の大事さを基本にしながら、臨機応変に学校にも来ていただいて、学校での指導も膨らませていただければ一番理想的かなと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

菅谷委員長)

渡邊委員、何かございますか。

渡邊委員)

今回、この池袋本町小学校に新たに拠点ができたというのは、特にこの地域の人たちから今までもいろいろ要望が出ていまして、やっとそれがかなったかなという感じなので、保護者のほうでも大変ありがたいのかなと思います。本当にこのように上手くいってくれば良いなと思っております。

菅谷委員長)

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

菅谷委員長)

今日の議題は終了致します。

(午後4時30分 閉会)